

令和7年度沖縄県介護に関する入門的研修事業企画提案に関するQ&A

No.	質 問	回 答
1	仕様書4-(2) 「中学校及び高等学校等の教職員向け」への基礎講座(3時間)の開催場所について「県内いずれかの市町村において1回以上を実施する」となっているが、この「いずれかの市町村」とは、「今回指示がある大宜味村他4か所以外の場所」での開催も可能と理解して良いか、県のご見解を伺いたい。	「中学校及び高等学校等の教職員向け」の基礎講座の開催場所については、「介護未経験者向け」の研修開催地以外の場所での開催も可能です。
2	仕様書4-(2) 「入門的研修の実施後、事業所説明会や介護施設・事業所とのマッチング支援を実施し、研修修了者の介護分野への参入を支援するとともに…」とあるが、マッチング対象者の具体的な人数について、予め県が想定されておられましたら伺いたい。	研修受講者のうち、2～3割程度をマッチング支援の対象者と想定しておりますが、左記の想定人数にとらわれることなく、効果的な研修方法を提案していただきたいと考えております。
3	仕様書5「主な受講対象者」(1)～(7)のほか幅広く受講者を募集することも可能)」とあるが、特別支援高等学校や福祉系高等学校での開催もその範囲と理解して良いか？ またその際、担当教員へ基礎講座を講義した場合は、教職員向けの基礎講座を実施したと理解して良いか。	県指定の開催地及び開催回数を実施したうえで、特別支援高等学校や福祉系高等学校で開催することも可能です。 当該高等学校等での開催時に担当教員が参加し、仕様書6-(1)ーアに基づく研修を受講した場合は、教職員向けの基礎講座を実施したものと差し支えありません。
4	【質問】4-(1) 開催地について 今年度の研修実施場所として「大宜味村」とあるが、隣接する「東村」も研修対象とすることは可能か県の見解を伺いたい。	研修開催地は仕様書のとおりですが、受講生については、当該開催地所在の市町村在住者に限るものではありません(他地区からの受講も可能)。東村在住者を研修対象とすることは可能です。